

ポジティブリスト制度に係わる生乳の定期的検査の実施結果について

平成23年2月
社団法人日本酪農乳業協会

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応し、定期的な残留検査を実施することとしています。本年度は平成22年11月から12月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。

1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、(社)中央酪農会議が20年度に実施した使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した動物用医薬品、牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質(βラクタム系抗生物質)及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除いた別表の北海道6物質、都府県13物質を22年度定期的検査対象物質とした。その内訳は以下の通り。

- ① わが国で流通(生産)している牛の動物用医薬品 …北海道2物質 都府県4物質
- ② 牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤 …北海道4物質 都府県9物質

2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した計82検体で延べ180物質を検査した。

3. 検査結果

(1) 定期的検査

検査結果は別表1のとおりで、すべて「基準値以下」であった。

※ 検査物質等詳細については、別表1のとおり。

(別表1)

平成22年度生乳の定期的検査対象物質検査の結果について

平成23年2月
(社)日本酪農乳業協会

No.	物 質	対象地域		検体数	基準値 ppm	分析法	検査結果
		北海道	都府県				
1	カナマイシン	○	—	4	0.4	微生物定量法	基準値以下
2	ジヒドロストレプトマイシン+ストレプトマイシン	○	—	4	0.2	微生物定量法	基準値以下
3	オキシテトラサイクリン	—	○	12	0.1	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
4	硫酸カナマイシン	—	○	12	0.4	微生物定量法	基準値以下
5	硫酸ジヒドロストレプトマイシン	—	○	12	0.2	微生物定量法	基準値以下
6	デキサメタゾン	—	○	12	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
7	DEP(トリクロロホン)	○	—	4	0.05	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
8	フェニトロチオン	○	○	16	0.002	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
9	ペルメトリン	○	○	16	0.1	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
10	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	○	○	16	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
11	シロマジン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
12	エトフェンプロックス	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
13	ピリプロキシフェン	—	○	12	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
14	イベルメクチン	—	○	12	0.01	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
15	シフルトリン	—	○	12	0.04	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
16	イミダクロプリド	—	○	12	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
計		6	13	180			

注) 検査機関:(財)日本食品分析センター